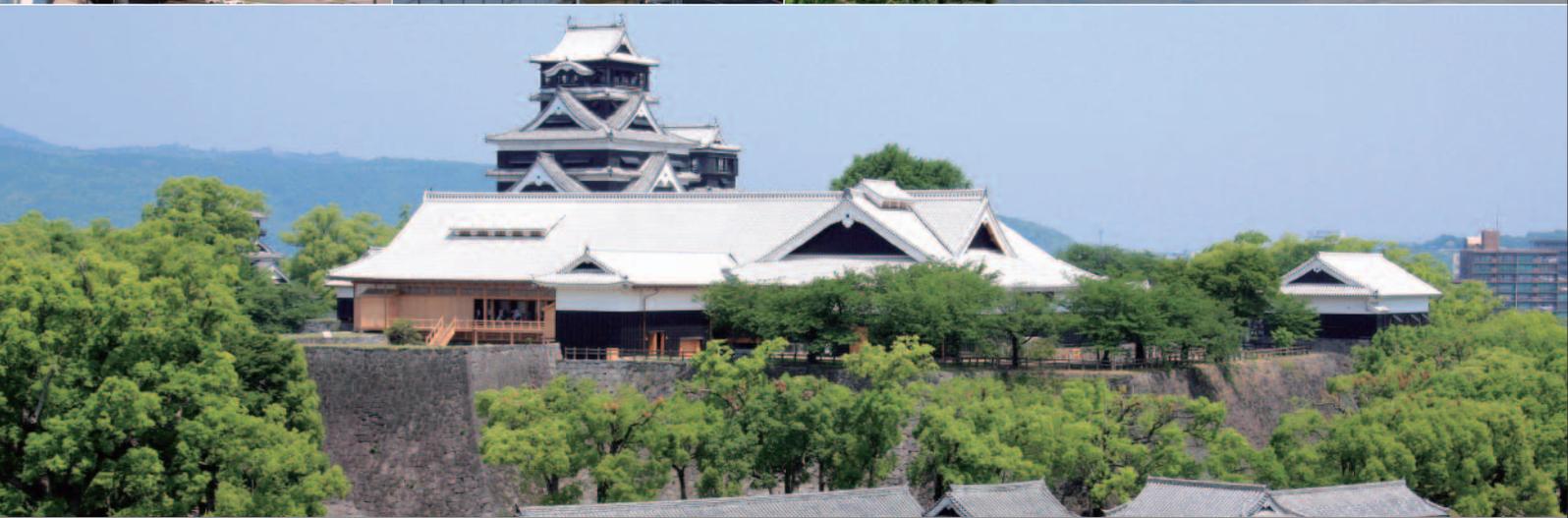




政令指定都市 移行に伴う お知らせ

区の設置に伴う住所表示の変更ならびに各種変更ガイドブック



区の設置に伴う住所表示の変更ならびに各種変更ガイドブック ～政令指定都市移行に伴うお知らせ～

熊本市は、平成24年4月1日から政令指定都市に移行します。

政令指定都市移行に伴い、中央区・東区・西区・南区・北区の5つの区を設置し、区の名称が住所の一部になります。

この冊子では、区の設置と住所表示の変更についてお知らせします。

みなさんのお住まいがどの区になるかご確認いただくとともに、住所表示の変更に伴う各種変更手続きの有無、更に新たに設置する区役所で取り扱う業務などについても掲載しております。

目次

- 区が設置されると住所の表示はこのようになります…………… 1
- 熊本市の行政区区域図…………… 2
- お住まいはこの区になります(町名区名対照表)…………… 3
- 住所に区名が入ることに伴い、必要となる手続きなどをお知らせします… 9
住所表示の変更に伴い手続きが必要なもの…………… 9
住所表示が変更となっても手続きが不要なもの(主なもの)…………… 11
- 熊本県から熊本市へ手続き窓口が変更になるもの(主なもの)…………… 19
- 「税」の取扱いが変更になるものがあります…………… 20
- 各区に選挙管理委員会が設置されます…………… 20
- 区役所・総合出張所・出張所で取り扱う主な業務…………… 21
- 市役所本庁で行う業務…………… 26
- 土木センター等の業務について…………… 27
- 各土木センター管轄区域図…………… 28
- 管轄区域等について…………… 28
- 平成24年度の熊本市の組織…………… 29

❖ 区が設置されると住所の表示はこのようになります

熊本市は、平成24年4月1日から政令指定都市に移行し、5つの区を設置します。
5つの区の名称は、

中央区

東区

西区

南区

北区

です。

区の名称は住所の一部となります。地番等の変更はありません。

平成24年3月31日まで
熊本市□□町△△番地



平成24年4月1日から
熊本市 ●●区 □□町△△番地
(区の名称が入ります。)

政令指定都市移行に伴い、町名や番地の変更はありません。

また、郵便番号及び電話番号の変更もありません。

※「町名区名対照表」を3ページ以降に掲載していますのでご覧ください。

住所の表示の変更例

平成24年4月1日からは、下記ようになります。	
市役所本庁・中央区役所 熊本市手取本町1番1号	→ 熊本市 中央区 手取本町1番1号
東区役所 熊本市東本町16番30号	→ 熊本市 東区 東本町16番30号
西区役所 熊本市小島2丁目7番1号	→ 熊本市 西区 小島2丁目7番1号
南区役所 熊本市富合町清藤405番地3	→ 熊本市 南区 富合町清藤405番地3
北区役所 熊本市植木町岩野238番地1	→ 熊本市 北区 植木町岩野238番地1